

(調整事件)

事件番号	調整事項	主な内容	終結	日数	調整回数
6(調)第1号	○誠実に団体交渉に応じること。 ○組合員に対するパワハラ、いやがらせを止め、介護の仕事に従事させること。 ○団体交渉を拒否したことに対して謝罪すること。	組合は、①直ちに誠実に団交に応じないことは不当労働行為である、②組合員に対していわれなき誹謗・中傷を止めること、③組合員を本来の業務から外すことをやめ、本来の業務に就けること、と主張した。 使用者は、①勝手に団交日時を指定してきたが、こちらにも都合がある。組合員が先に謝罪しなければ団交に応じない、②いわれなき誹謗・中傷はない、③本来の業務から外したわけではなく、命じた業務も本来の業務の一部であると主張した。	あっせんによる解決は困難であるとして、やむを得ずあっせんを打ち切った。	39日	0回